浦安市廃棄物処理施設
長期包括責任委託事業

実 施 方 針

平成 23 年 3 月 3 日

浦安市

目次

浦安市（以下「市」という。）は、浦安市廃棄物処理施設長期包括責任委託事業（以下「本事業」という。）を実施する。

本実施方針は、本事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたり、下記のとおり、市の実施方針を定めるものである。

第１　事業概要に関する事項

１　事業内容

(1)　事業名

浦安市廃棄物処理施設長期包括責任委託事業

(2)　施設等の種類

施設名称：　浦安市廃棄物処理施設（以下、「本件施設」という。）

立地場所：　千葉県浦安市千鳥 15 番地 2

施設の概要は以下のとおり。

設備区分	項目	概要
ごみ焼却施設	処理能力	270 トン/日（90 トン/日×24h×3 基）
	処理方式	全連続燃焼式焼却炉（流動床式）
	発電設備	所内利用及び電力会社等への売電 蒸気タービン発電機（1、450kW）
	余熱利備	熱供給設備、蒸気供給設備
	稼動開始年	1995年
不燃・粗大ごみ処理施設	処理能力	70トン/5h
	破砕機型式	竪型衝撃・剪断併用回転式
	選別の種類	5分別（鉄類・アルミ類・不燃・可燃・雑ごみ）
	稼動開始年	1995年
再資源化施設	処理能力	42.5トン/5h
	選別の種類	缶類：2種類選別・圧縮成形 （スチール缶・アルミ缶） びん類：4種選別 （生びん、白、茶、その他カレット） 紙類：5種選別・圧縮梱包 （ダンボール、飲料用紙パック、新聞紙、雑誌、その他） ペットボトル：圧縮梱包
	稼動開始年	1999年
し尿処理施設	処理能力	35kl/日（し尿：3kl/日、浄化槽：32kl/日）

	処理方式	高負荷脱窒素処理方式（下水道放流）
	稼動開始年	1997年

(3)　施設等の管理者

浦安市長　松　崎　秀　樹

(4)　事業目的

本事業は、市が事業者として選定した企業若しくは企業グループが設立する特別目的会社で市と事業契約に至った事業者（以下「受託者」という。）に、ごみ焼却施設、不燃・粗大ごみ処理施設、し尿処理施設、再資源化施設等からなる一般廃棄物中間処理施設について、4 施設を一体として、民間のノウハウを活用し、効率的かつ最適な運転、維持管理を実施させるため長期包括的な委託を行うことを目的とする。

(5)　事業概要

ア　施設の運転等

(ｱ)　浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 21 条及び第 25 条に基づく廃棄物処理を行うものとする。

(ｲ)　市の収集及び市内の土地又は建物の占有者が直接、本件施設に搬入する燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物、小動物死体の処理を行うものとする。

(ｳ)　市が収集するし尿及び浄化槽汚泥の処理を行うものとする。

(ｴ)　許可業者が直接、本件施設に搬入する廃棄物の処理を行うものとする。

イ　運営維持管理等

(ｱ)　受託者は、本件施設の運転、ユーティリティの確保、日常点検、定期点検・整備、部品等の調達、各種修繕・補修等（以下「運営維持管理業務」という。）を行うものとする。

(ｲ)　市は、受託者が運営維持管理業務を行う期間（以下「運営期間」という。）に亘って施設を所有し、受託者は本件施設の運営維持管理業務を行うものとする。

(ｳ)　受託者は、本件施設の運営維持管理業務に必要な調達を自らの責任と費用において行うものとする。この場合、本件施設のプラント設備工事請負企業（以下「施工企業」という。）の製品（以下「特定調達品」という。）の調達に際し、施工企業の協力を求めることができる。

(ｴ)　受託者は、本件施設の運転、ユーティリティの確保及び日常点検（以下「運転業務」という。）を現在の運転員から円滑に業務を引き継ぐために必要な準備を行う期間（以下「運営準備期間」という。）に、当該業務の引継ぎを行うものとする。

(ｵ)　市は、受託者と協議の上、受託者が本件施設に係る募集要項の記載内容と本件施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合にこれら乖離に基づく費用負担等を市に請求できる合理的な期間（以下「乖離請求期間」という。）を設定する。

(ｶ)　本事業契約締結から、運営期間終了までの期間（以下「事業期間」という。）、事

業者は、事業契約に基づき、適切に業務を実施する。

ウ　事業期間等

運営準備期間、乖離請求期間、運営期間及び事業期間は、次のとおりとする。

(ｱ)　運営準備期間：平成 24 年 1 月 4 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

(ｲ)　乖離請求期間：平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

(ｳ)　運営期間　：平成 24 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

(ｴ)　事業期間　：契約締結日から平成 34 年 3 月 31 日まで

エ　契約の形態

市は、受託者と本件施設の運営維持管理業務に関し、事業契約を締結する。

オ　協定書の締結

市は、本事業の公募前までに、施工企業と添付資料(2)に示す条件を含む協定書（特定部品にかかる協力事項及び条件等を規定したもの）の締結を予定している。

(6)　関連法令等の遵守

受託者は、本事業の実施に当たり、必要とされる廃棄物等の処理及び本件施設の運営維持管理業務に係る関連法令等を遵守するものとする。

(7)　事業スケジュール（予定）

本事業に関する主要なスケジューの予定は、おおむね次のとおりとする。

ア　実施方針の公表　平成 23 年３月３日

イ　募集要項の公表　平成 23 年 5 月

ウ　事業者の選定及び優先交渉権者の決定　平成 23 年 10 月

エ　契約協議　平成 23 年 10 月～12 月

オ　特別目的会社の設立及び契約締結　平成 23 年 12 月

カ　運営準備の開始　平成 24 年 1 月４日

キ　運営維持管理業務の開始　平成 24 年 4 月１日

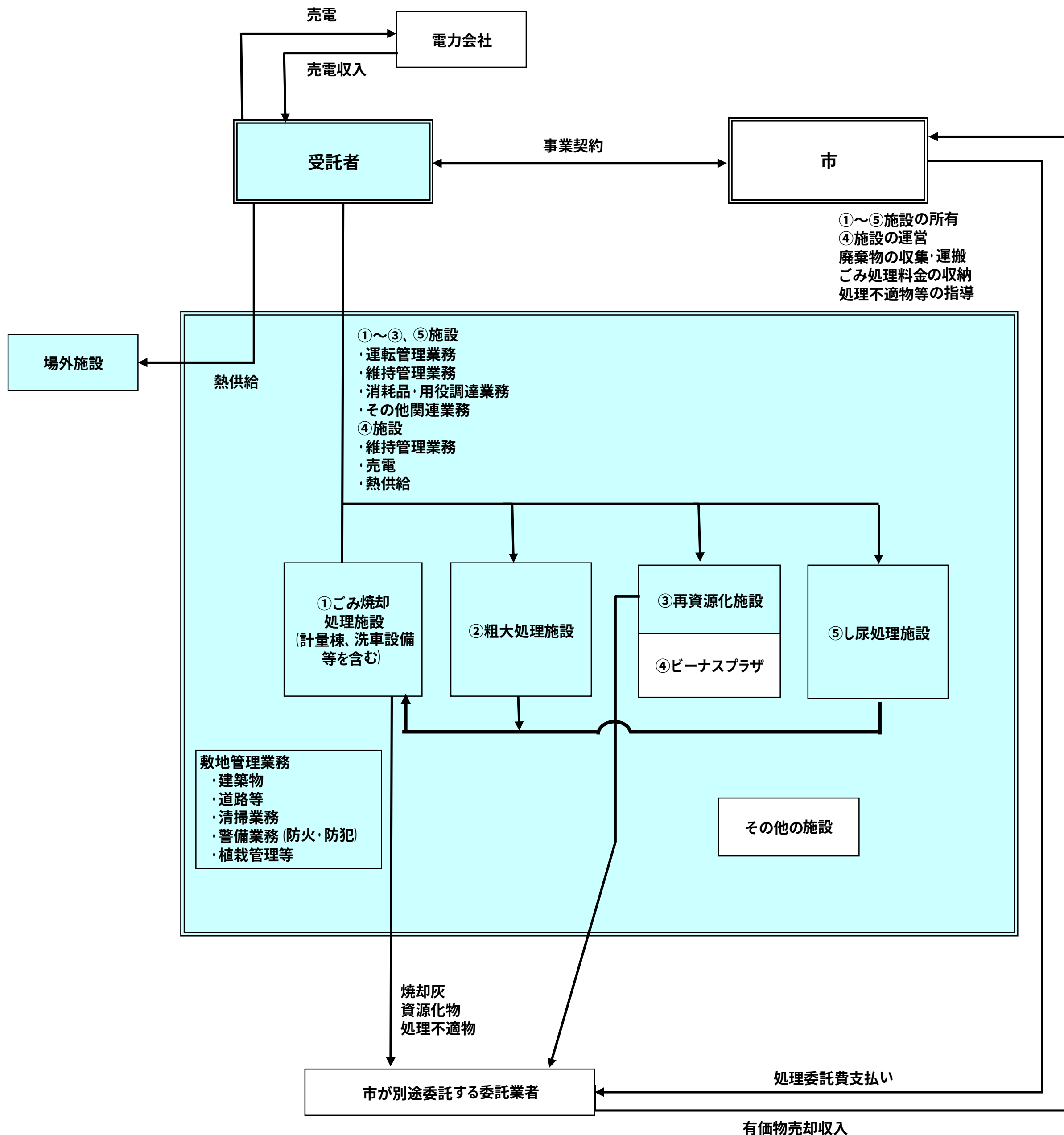
ク　契約終了　平成 34 年 3 月 31 日

２　受託者が実施する業務の範囲

受託者が実施する主な業務の範囲は、次のとおりとする。

(1)　受託者が実施する主な業務の範囲

本事業において受託者が実施する業務範囲は以下のとおりである。



(2) 受託者が実施する業務内容

本事業において受託者が実施する業務分担は以下のとおりとする。

No.	区　分	業　務　内　容	所掌範囲 市	所掌範囲 受託者	備考
ア	運営全般業務	上位計画（基本構想）	○		
		ごみ処理基本計画	○		
		ごみ処理実施計画	○		
		施設設置者としての施設管理	○		
		県、国等への各種報告	○	△	
		施設見学者対応	○	△	
		行政視察、近隣他の外部対応	○	△	
イ	搬出入・受付管理業務	廃棄物の収集・運搬	○		
		持込者の受付・料金徴収		○	
		粗大ごみの受付センター関連業務		○	
		ごみ処理料金の収納	○		
		搬入車両の計量・記録・確認		○	
		搬出車両の計量・記録・確認		○	
		搬入禁止物・不適物の確認		○	
		搬入禁止物・不適物の指導	○		
		プラットホームでの車両の誘導・指示		○	
		処理不適物・飛灰処理物の搬出車両への積込み作業		○	
		処理不適物・飛灰処理物の搬出	○		
		資源化物の搬出車両への積込み作業		○	
		資源化物の搬出	○		
ウ	運転管理業務	ごみ処理実施計画に基づく、年度ごみ処理計画の策定	○		
		年度ごみ処理計画に基づく年間運転計画の策定		○	
		年間施設修繕・保全計画の策定		○	
		月間運転計画の作成		○	
		ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、リサイクルプラザ及びし尿処理施設の運転管理（監視・操作・点検・測定）		○	
		ビーナスプラザ及びその他の施設の管理	○		
		売電		○	
		資源化物の売却	○		
		場外施設への熱供給	△	○	
		ユーティリティ管理業務（電気、上下水道、ガス、灯油、薬剤等）		○	
エ	維持管理業務	ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、再資源化施設及びし尿処理施設の業務			
		建物、建築設備に関する維持管理業務			
		消耗品・予備品の調達・管理		○	
		施設内機器点検整備		○	
		施設内機器修繕		○	
		設備性能維持保全		○	
		ビーナスプラザ			
		環境学習イベント等の運営業務	○		
		建物、建築設備に関する維持管理業務		○	
		備品、什器類、展示物に関する維持管理業務	○		
		ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、リサイクルプラザ及びし尿処理施設の計画修繕		○	
		ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、リサイクルプラザ及びし尿処理施設の主要機器の更新（計画修繕以外）	－	－※	
オ	環境管理業務	ごみ質・排ガス・排水等の測定分析		○	
		作業環境測定		○	
カ	データ管理業務	運転管理データ（搬入/搬出量・品質・温度・公害規制値・機器点検等）		○	
		保守管理データ（定期点検・補修・部品納入等）		○	
		設計図書類		○	
キ	施設性能の確認検査業務	機能検査		○	
		精密機能検査		○	
ク	その他関連業務	安全衛生管理		○	
		警備業務(防火・防犯)(敷地内全域)	△	○	
		清掃業務(敷地内全域)		○	
		エレベータ管理業務		○	
		植栽管理(敷地内全域)		○	
		運営の事前準備	△	○	

※　受託者は、計画修繕以外の施設の主要機器（補機を除く）の更新が発生しないよう、適切な維持管理を行うこと。

(3)　特別目的会社の設立

優先交渉権者は、市と契約内容について合意した後、速やかに特別目的会社を設立し、本事業の事業契約を締結する。

(4)　運営維持管理業務の準備業務等

受託者は、運営準備期間開始までに、運営準備期間における本件施設の視察及び書類確認の計画書（以下「学習計画書」という。）を提出し、市に確認を受けるものとする。また、運営維持管理業務に係る運営マニュアル、運営維持管理計画及び修繕計画に関する書類（以下「事業実施計画書」という。）を提出し、市に確認を受けるものとする。この場合、学習計画書及び事業実施計画書に記載すべき項目は、募集要項等に定めるところによるものとする。

(5)　本件施設の運営維持管理業務

ア　搬出入・受付管理業務

(ｱ)　ごみ焼却処理施設

・　本件施設の付帯設備のごみ計量機にて、搬入ごみ量を計量すること。また、受託者は、家庭ごみ及び事業ごみについて、市の設定するごみを受入ピットにて受け入れること。

(ｲ)　不燃・粗大ごみ処理施設

・　ごみ計量機にて、搬入ごみ量を計量すること。
・　受託者は、家庭不燃・粗大ごみ及び事業不燃・粗大ごみについて、処理不適物を除いて受入ピットにて受け入れること。

(ｳ)　再資源化施設

・　ごみ計量機にて、各搬入ごみ量を計量すること。
・　受託者は、家庭資源ごみ、事業資源ごみ及び拠点回収有価物について、処理不適物を除いて受け入れること。

(ｴ)　し尿処理施設

・　し尿・浄化槽汚泥量を各々確認後、受け入れること。

(ｵ)　その他

・　受託者は、直搬ごみの受け入れについて、係る料金を徴収する代行業務を実施すること。ただし、受け入れの料金設定は市が行うものとする。
・　粗大ごみの受付センターについては、現状程度の人員を配置し、市民からの問い合わせに対し電話等での応対を行うものとする。
・　受託者は本件施設の運営・維持管理に係る日報、月報及び年報等の作成、その他統計事務の実施、及び各種報告書等を作成すること。

イ　運転管理業務

運転管理業務とは、運営維持管理業務のうち、運転、ユーティリティの確保、日常点検等、本件施設の運転・管理の業務をいう。

(ｱ)　ごみ焼却処理施設

- 受託者は、受け入れたごみを焼却処理すること。
- 蒸気タービン発電機により発電をすること。
- 焼却残渣等（エコセメント向け飛灰も含む）の積込みをすること。

(ｲ)　不燃・粗大ごみ処理施設

- 受託者は、受け入れたごみを破砕・選別処理すること。
- 受託者は、有価物（鉄・アルミ）を市が選定した資源回収業者に引き渡すこと。

(ｳ)　再資源化施設

- 受託者は受け入れた缶類の選別・圧縮成形処理を実施すること。
- 受託者は受け入れたびん類の選別処理を実施すること。
- 受託者は受け入れた紙類の選別・圧縮梱包処理を実施すること。
- 受託者は受け入れたペットボトルの圧縮梱包処理を行うこと。

(ｴ)　し尿処理施設

- 受託者は受け入れたし尿・浄化槽汚泥を脱窒素処理し、排水を下水道放流すると共に、汚泥処理を実施すること。また、し尿・浄化槽の脱臭処理を実施すること。

(ｵ)　その他

- 運転管理に必要な業務（燃料、薬剤等の調達等を含む）は受託者の責任と費用において実施すること。
- 受託者は、余剰電力を電力事業者等に売却すること。なお、余剰電力の売却に伴う収入は、受託者に帰属するものとする。
- 受託者は、場内（再資源化処理施設）、場外（斎場、特別就労支援施設）利用者に対し、蒸気の供給を行うこと。
- 敷地内施設及びビーナスプラザにおいて使用する電力・ガス、上下水道については、受託者が電力会社、ガス会社、水道事業者及び下水道事業者との契約を行い、料金を支払うものとする。電話、テレビ受信料についても、受託者が契約を行い、費用を負担するものとする。

ウ　維持管理業務

維持管理業務とは、運営維持管理業務のうち、定期点検・整備、部品等の調達、各種修繕・補修等、本件施設の維持管理に係る業務をいう。

(ｱ)　施設の維持管理業務

- 受託者は、ごみ焼却処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、再資源化施設、し尿処理施設、ビーナスプラザの維持管理業務を実施すること。

(ｲ)　特定調達品の調達等

- 各施設の本件施設のプラント設備工事請負企業（以下、「施工企業」という。）からの調達が必要となる特定調達品については、その調達及び当該部品の定期

点検、修繕について、施工企業の協力により合理的な条件で調達できるものとする。

(ウ) その他

- 維持管理に必要な業務（燃料、薬剤等の調達等を含む。）は、受託者の責任と費用において実施すること。

エ 環境管理業務

- 受託者は、ごみ焼却処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、再資源化施設、し尿処理施設の運転管理業務、維持管理業務を行うにあたって、法令上必要となる検査を行うこと。

オ データ管理業務

- 本件施設の稼動、点検、修繕等に関する履歴を管理すること。
- 施設の運営・維持管理業務に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、事業期間中保存すること。

カ 施設性能の確認検査

- 機能検査を毎年 1 回以上､精密機能検査を 3 年に 1 回､定期的に実施すること。
- 関係法令等に基づく定期的な報告を行うこと。

キ エネルギーの有効利用

- 受託者は、廃棄物の処理の過程で発生する熱エネルギーを最大限有効利用すること。

ク 処理不適物の保管業務

- 受託者は、本件施設において発生する処理不適物を本件施設内の市が指定する場所に保管すること。

ケ 焼却残渣の積込み

- 受託者は、焼却施設において発生する焼却残渣等を、灰出し設備を活用し、市が指定する車両へ積込みをすること。

コ 事業活動に伴い発生する廃棄物の処理

- 受託者は、本件施設の運営維持管理業務の事業活動において発生する廃棄物を処分すること。

サ 許認可取得への協力

- 受託者は、市が本事業を実施する上で必要となる許認可等を取得するに当たり、市への必要な協力を行うこと。

シ 官庁等への各種提出書等の作成

- 受託者は、市が行う官庁等への各種資料提出に当たり、基礎資料等を作成すること。

ス 本件施設の美観保持

- 受託者は、本件施設及び敷地の清掃及び植栽の管理を適時適切に行い、美観を

保持すること。

セ　敷地等の管理

・　受託者は、本件施設及び敷地内の安全衛生管理及び警備業務等を行い、防犯、防火に努めること。

(6)　計画修繕の実施

受託者は、本件施設について添付資料(2)に示す計画修繕を実施する必要があるとの市の認識を踏まえ、施設の状況を確認し、事業期間中に自らの判断と責任において当該修繕を実施し、事業期間にわたり本件施設の性能が満たせるように運営維持管理業務を行うものとする。

なお、当該修繕を行わなくとも本件施設の性能が満たせる合理的な理由を受託者が市に説明し、市が合意した場合には、この限りではない。

(7)　その他付帯業務

ア　見学者及び行政視察への対応

受託者は、県、国等への各種報告、及び本件施設の見学者対応及び行政視察などへの市の対応を支援すること。

イ　ビーナスプラザの運営への協力

受託者は、市が行うビーナスプラザの運営に関して協力すること。

ウ　地元対応への協力

受託者は、市が行う近隣住民への説明会等への対応に対して協力を行うこと。

エ　その他

受託者は、管理棟の清掃管理などの業務及びその他本件施設に係る運営維持管理に係る業務を近隣等の生活環境及び景観に配慮して実施すること。

(8)　事業期間終了時の取扱い

市は、事業期間終了後も本件施設の運営維持管理業務を継続する予定であるため、市ないしは市が指定する第三者への引継ぎが可能となるよう、受託者は以下の業務を行う。

・本件施設の運営維持管理業務に必要な書類等の整備、提出（図面、事業実施計画書、運営維持管理業務にかかる履歴、精密機能検査報告書、トラブル履歴、取扱説明書、調達方法、財務諸表）
・市ないしは市が指定する第三者への引継業務
・事業期間終了後の維持管理計画の立案
・本件施設の確認検査の実施　等

３　市が実施する業務の範囲

市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

(1)　処理対象物となる一般廃棄物の搬入

市が収集する一般廃棄物で、処理対象物となるものは、自らの責任と負担において、本件施設に搬入する。

(2)　処理不適物の搬出・処分

市は、処理不適物を自らの責任と負担において搬出・処分する。

(3)　焼却残渣の処分

市は、焼却残渣を自らの責任と負担において処分する。

(4)　資源化物の搬出・売却

市は、資源化物を自らの責任と負担において搬出・売却・処分する。

(5)　ビーナスプラザの運営

ビーナスプラザの運営は市が実施し、環境学習イベント等、市民に対しごみの減量及び再資源化の啓発を行う。

(6)　本事業の実施状況監視

市は、受託者により実施される運営維持管理業務の状況について必要な監視を行い、本件施設の維持管理の方法について協議し、必要に応じて事業実施計画書を本件施設の現状に即した内容に改定するよう求めることができる。

この場合、実施状況の監視は、本件施設に備えられた測定機器により得られる諸データ及び受託者から提出される各種報告書により行う。また、市は、必要に応じ、自らの負担において本件施設に係る計測及び分析を行うことができる。

(7)　見学者及び行政視察への対応

市は、本件施設の見学者対応及び行政視察などへの対応を行う。

(8)　委託費の支払

市は、募集要項に定める支払条件に基づき、本件施設の運営維持管理業務に要する対価（以下「委託費」という。）を運営期間にわたって受託者に支払う。詳細は添付資料(3)を参照。

第２　民間事業者の募集及び選定に関する事項

１　募集及び選定スケジュール（予定）

本事業は、民間事業者が募集要項に規定する事業に参画するに足る資格を有しており、かつ、提案内容が技術的な観点から市が要求する水準を満足していることを前提として、公募型プロポーザル方式により、優先交渉権者を選定する。この場合、現時点において計画する民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、おおむね次のとおりである。

(1)	公告	平成23年5月
(2)	募集要項（第１部）の公表	平成23年5月
(3)	資格審査申請書の受付締切	平成23年6月
(4)	資格審査結果の通知	平成23年6月
(5)	現地視察の実施	平成23年6月
(6)	募集要項（第２部）の送付	平成23年6月
(7)	募集要項に対する質疑回答	平成23年6月～8月
(8)	対話の実施	平成23年8月
(9)	技術提案書・価格提案書等の提出	平成23年9月
(10)	形式審査の実施	平成23年9月
(11)	非価格要素審査及び価格審査の実施	平成23年10月
(12)	総合評価の実施	平成23年10月
(13)	優先交渉権者の決定	平成23年10月
(14)	契約協議	平成23年10月～12月
(15)	契約締結	平成23年12月

２　応募者の参加資格要件等

公募型プロポーザルに参加する企業又は応募グループ（以下「応募者」という。）は、以下の資格要件を全て満たすものとする。また、市は応募者の資格を確認するため、資格審査を行う。

(1)　応募者の構成

ア　応募者は、本件施設の運営維持管理業務等を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。また、応募者は、応募企業又は応募グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。

イ　応募企業又は構成員（構成企業のうち、特別目的会社に対し、出資を行う者をいう。以下同じ。）は、出資を行い、特別目的会社を設立する。

ウ　応募グループにあっては、構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。なお、応募企業は代表企業を兼ねるものとする。

エ　応募者は、応募にあたり、応募企業、構成員又は協力会社（構成企業のうち、特別目的会社に出資しない者をいう。以下同じ。）を明らかにする。

オ　代表企業、構成員又は協力会社の変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。

カ　応募企業、構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募企業、構成員又は協力会社となることはできない。

キ　応募者は、他の応募者の応募企業、構成員又は協力会社の関係会社に該当する企業を、応募企業、構成員又は協力会社とすることはできない。また、応募者は、応募企業、構成員又は協力会社の関係会社が、他の応募者の応募企業、構成員又は協力会社とならないようにしなければならない。なお、本実施方針において、「関係会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 8 項に規定する関係会社をいう。

ク　同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2)　応募者の参加資格要件等

ア　共通の参加資格要件

応募企業、構成員又は協力会社はすべて、次の要件を満たさなければならない。

(ｱ)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。また、本件の入札の日前、２年以内に手形交換所による取引停止処分を受け、又は６か月以内に不渡手形若しくは不渡小切手を出していない者であること。

(ｲ)　平成 21 年度、22 年度及び 23 年度浦安市建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている者であって、本事業の資格審査申請書等の提出日から契約締結の日までの期間に、浦安市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成 16 年 7 月 27 日制定）に基づく指名停止又は浦安市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成 14 年 5 月 15 日制定）に基づく指名除外を受けている者でないこと。

(ｳ)　会社法（平成 17 年法律第 86 号）施行前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による整理開始の申立て若しくは通告、会社法第 511 条に基づく特別清算開始の申立て、旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立て、旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225

号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、旧会社更生法又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。）でないこと。

(ｴ)　本事業に関する市のアドバイザー業務を受託した株式会社日本総合研究所及び同協力事務所である西村あさひ法律事務所又は当該受託者と関係会社の関係のある者でないこと。

(ｵ)　本事業の審査を行う浦安市廃棄物処理施設長期包括責任委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員と、関係のある者でないこと。

イ　運営維持管理業務に係る実績

本件施設の運営維持管理業務の実施にあたり、応募者に求める実績は以下のとおりである。応募グループで参加する場合には、応募グループとして、以下のすべての要件を満たせばよいものとする。

施設	要件
ごみ焼却処理施設	・流動床式全連続燃焼式焼却炉で、蒸気タービン式発電設備が設置された施設の運営維持管理の実績を有し、同施設の班長又はそれに次ぐ職務の経験者を各班に配置できる体制を有すること。
不燃・粗大ごみ処理施設	・5t/h 以上の能力を持った、金属製大型廃棄物用高速破砕機の運営維持管理の実績を有し、同施設の班長又はそれに次ぐ職務の経験者を各班に配置できる体制を有すること。
再資源化施設	・一般廃棄物の資源化物(缶類、びん類、紙類、ペットボトル等)について、コンベヤによる手選別及び圧縮成型・梱包設備の運営維持管理の実績を有し、同施設の班長又はそれに次ぐ職務の経験者を各班に配置できる体制を有すること。
し尿処理施設	・し尿処理、又は高濃度有機性排水処理設備と汚泥脱水設備の運営維持管理の実績を有し、同施設の班長又はそれに次ぐ職務の経験者を各班に配置できる体制を有すること。

３　応募者の審査及び事業者の選定

本事業における応募者の審査及び事業者の選定は公募型プロポーザル方式により行うものとし、選定基準及び選定方法は次により行うものとする。

(1)　審査委員会の設置

市は、応募者の審査を専門的知見に基づいて実施するため、下表の審査員（順不同）により構成す審査委員会を設置する。

委　員	備　　　　考

石塚　義高	明海大学不動産学部　教授
奥　真美	首都大学東京都市政策コース　教授
栗原　英隆	（社）全国都市清掃会議　技術顧問
佐藤　長英	西村あさひ法律事務所　弁護士
長峰　敏幸	浦安市都市環境部長

(2)　事業者選定基準

事業者の選定基準は、おおむね次のとおりとし、評価項目等の詳細については募集要項に定めるところによる。

ア　価格要素

本件施設の運営維持管理費（人件費、運転経費、維持管理費、諸経費等）

イ　非価格要素

(ｱ)　業務実施体制

(ｲ)　運転管理業務にかかる計画

(ｳ)　維持管理業務にかかる計画

(ｴ)　リスクへの対応能力

(ｵ)　低炭素社会形成に向けた貢献

(ｶ)　地域への配慮

(3)　事業者選定方法

事業者の選定は、次の手順により実施するものとし、評価方法等の詳細は募集要項に定めるところによる。この場合、事業者の選定は、審査委員会における評価及び審査を踏まえ、市が実施する。

ア　第１段階：資格審査

資格審査は、応募者から提出された資格確認申請書類等を基に、応募者が２（２）「応募者の参加資格要件」に示した要件を満たすことを確認する。参加資格要件を満たすことが確認された応募者のみ、次段階の形式審査に参加できるものとする。

イ　第２段階：形式審査

形式審査は、第１段階を通過した応募者から提出された書類について、技術提案書が技術的観点から見て市の要求する水準を満足する内容であること、事業計画書が事業としての妥当性を有していること、提案価格が予算価格を上回っていないことの確認を行うものとする。これらを満たすことが確認された応募者のみ、次段階の非価格要素審査及び価格審査に参加できるものとする。

具体的には、審査委員会において、応募者から提出された技術提案書を技術的な観点等から、同提案内容が募集要項等に規定された市が要求する水準を満足できるか否か、及び事業計画書についてコストや収益等の点での妥当性を有しているかの審査を行う。審査委員会の評価・審査により、市が要求する水準を満足できないと市が判断した場合には、当該応募者は次段階の非価格要素審査及び価格審査に参加できないも

のとする。

ウ　第３段階：非価格要素審査及び価格審査

形式審査において、提案が市の要求する水準を満たした内容であると確認された応募者を対象として、非価格要素審査を実施するものとする。

非価格要素審査では、応募者の提案のうち、前項の選定基準に沿った視点で審査委員会において評価を行い、非価格要素点を算定することとする。非価格要素の審査基準や点数化の方法等については、募集要項に定めるところによる。

また、価格審査では、価格提案書に記載の金額が予算価格以内であることを条件として各社の提案価格を一定の算定式に基づき、点数化して価格点を算定する。価格の点数化方法については募集要項に定めるところによる。

エ　第４段階：総合評価

ウの非価格要素点と価格点とを加算して総合評価点を算出し、優先交渉権者を選定する。この場合、総合評価点の算出方法等については、募集要項に定めるところによるものとする。

(4)　優先交渉権者の決定

市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、最も高い総合評価点を得た応募者を優先交渉権者として選定し、その結果を応募者に通知する。この場合、優先交渉権者との協議が不調に終わったときは、市は総合評価点の順位に基づいて次点者（次点者との協議が不調に終わったときは次次点者、以下同様とする。）の事業者と協議することができるものとする。

(5)　審査結果の公表

市は、優先交渉権者の選定後、優先交渉権者及び審査結果を取りまとめて公表するものとする。

４　応募に係る提出書類

応募者は、応募書類として次の書類を提出するものとし、詳細については募集要項に定めるところによる。

(1)　資格審査申請時の提出書類

ア　資格審査申請書

イ　参加資格確認資料

(2)　資格審査合格後の提出書類

ア　技術提案書

イ　事業計画書

ウ　価格提案書

５　優先交渉権者の決定後の手続

(1)　特別目的会社の設立

優先交渉権者は、市と契約内容について合意した後速やかに、添付資料(4)（主要な契約条件）1.1（特別目的会社の設立）に定める要件を満たすよう特別目的会社を設立することとする。この場合、応募企業及び構成員以外の者からの特別目的会社への出資は認めない。

(2)　契約協議

市と優先交渉権者は、事業契約締結のため必要な契約内容の調整を行うものとする。

(3)　契約の締結

市は、特別目的会社と浦安市廃棄物処理施設長期包括責任委託事業にかかる事業契約を締結する。事業契約の締結をもって、当該特別目的会社を受託者とする。

６　著作権

市は、著作権が応募者に帰属する応募資料について公表等の必要がある場合は、著作権を保有する者の許可を得て公表することができる。この場合、著作権を保有する者は当該公表について最大限配慮しなければならない。

第３　市の応募者等に対する情報等の提供に関する事項

１　公募段階

(1)　資料等の提供及び閲覧等

資格審査を通過した応募者は、添付資料(5)の守秘義務に係る誓約書を提出することを前提として、市の保有する本件施設に関する資料のうち、市が必要と判断する資料の提供を受けること及び閲覧をすることができる。なお、各資料の詳細については募集要項に定めるところによる。

(2)　本件施設の現地視察等

資格審査を通過した応募者は、市が必要かつ合理的と認める方法により、本件施設の視察を行うことができる。なお、本件施設の視察の詳細については募集要項に定めるところによる。

２　運営準備期間

受託者は、市に提出して確認を受けた学習計画書に基づき、市が保有する本件施設に関する書類等の確認及び本件施設の視察を行うものとする。また、受託者は、本件施設に関して書面で質問することができ、市は取扱説明書又は各種作業の報告書等、施工企業等が提出した資料に記載されている範囲内で回答するものとする。その詳細については募集要項に定めるところによる。

第４　受託者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

１　想定されるサービスの水準・仕様

受託者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえ、運営期間及び運営期間終了後５年程度にわたり、本件施設の要求水準が満たせるよう、必要かつ適切な運営維持管理業務を行うものとする。

２　想定されるリスク及び分担

(1)　基本的な考え方

本件施設の運営維持管理業務上のリスク回避及び防止に係る責任は原則として受託者が負うこととし、市が責任を分担すべき合理的な理由がある事項に限って市が負うこととする。

(2)　想定されるリスクの分担

市と受託者のリスク分担は、原則として添付資料(1)「事業に係るリスク分担」の表によるものとし、その詳細については募集要項に定めるところによる。

３　市による事業の実施状況の監視

(1)　基本的な考え方

市は、受託者による本件施設の運営維持管理業務の状況が要件を満たしていることを確認するため、本件施設の運営維持管理状況の監視を行う。また、受託者は、運営期間及び運営期間終了後５年間にわたり、本件施設の要求水準が満たせるよう、運営期間内において適切な運営維持管理業務を行うものとし、これを実現するため、運営維持管理業務に関する考え方を示し、運営準備期間及び運営期間における学習計画書及び事業実施計画書を提出し、市の確認を受けるものとする。

(2)　運営維持管理業務の監視に関する考え方

市は、受託者と本件施設の維持管理の方法について協議及び維持管理の状況を確認し、必要に応じて事業実施計画書を本件施設の現状に即した内容に改定するよう受託者に求めることができるものとする。また、市は、監視に当たっては第三者機関に委託することにより、アドバイスを求めることができるものとする。この場合、監視により確認された本件施設の運営維持管理業務の状態については原則として公開されるものとし、本件施設の運営維持管理状態の監視により、事業契約で定められた要求水準を満たしていないと判断される場合には市は受託者に改善を要求し、一定の猶予期間を設けた上で委託費の減額等の措置を受託者に対して講じるものとする。

(3)　事業期間終了時の考え方

市は、事業期間終了前までに、事業期間終了後５年程度にわたる本件施設の機能及び性能を維持するための説明を求め、必要に応じ、事業実施計画書の改訂ならびに適切な維持管理を求めることができる。また、市は、事業期間終了時において、本件施設の要求する水準を満足することを確認するため、第三者に委託して、機能及び性能にかか

る確認検査を実施することができる。確認検査の内容は、精密機能検査に準ずるものとする。

確認検査実施時に本件施設の要求する水準を満たさないことが明らかとなった場合には、４施設全ての委託料の支払いを留保し、施設の改善・合格を条件に、留保した委託料を支払う。

また、受託者は、事業期間終了後 1 年の間に、本件施設に関して受託者の運営維持管理等に起因する性能未達が発生した場合には、自らの負担で修繕等必要な対応を行う。

第５　事業実施計画等の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項

市と受託者は、事業実施計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、事業契約等の規定に基づいて誠意をもって協議するものとする。この場合、協議の不調等による事業契約等に関する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第６　事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項

１　基本的な考え方

本事業では、事業契約等の諸規定に基づき、平成 34 年 3 月 31 日まで運営維持管理業務が適切に実施される必要がある。このため、事業契約書等には、事業期間において本事業の継続が困難になった場合（受託者の経営破綻又はそのおそれが生じた場合等）の責任の所在を明文化するとともに、それらの規定に基づき、迅速かつ適切に対応するものとする。受託者がその責めに帰すべき事由により債務不履行に陥った場合及び受託者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、市は受託者に一定の猶予期間を与え、受託者の事業遂行能力の回復を待つこととする。ただし、公共サービスに重大な遅延等のおそれがある場合又は受託者の事業遂行能力の回復が事実上不可能であると判断される場合は、市は、受託者との事業契約を解除し、本件施設の運営維持管理業務を実施する新たな民間事業者を募集することができる。

２　契約保証金等

市は、事業の継続が困難となった場合、公共サービスに重大な遅延等のおそれがある場合、あるいは受託者の事業遂行能力の回復が事実上不可能であると判断される場合を想定し､受託者又は受託者に出資する企業に契約保証金を設定させ､係る損害への担保とする。この場合、受託者又は出資企業が負う違約金債務等の責任限度の詳細については、募集要項に定めるところによるものとする。

第７　その他本事業の実施に関し必要な事項

１　実施方針に関する意見・質問の受付

本実施方針に関する意見や質問がある場合は、次のとおり、実施方針に関する意見・質問書を郵送又はＦＡＸ若しくは電子メールにより、提出するものとする（電話や口頭による意見や質問の提出は不可）。

(1)　提出先

浦安市　都市環境部　ごみゼロ課

住　　所：〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目 1 番 1 号

電　　話：047-351-1111（代表）

ＦＡＸ：047-381-7221

Ｅ-mail：zerogomi@ city.urayasu.lg.jp

(2)　提出期限

平成 23 年 3 月 17 日（木）午後 17 時まで

２　実施方針に関する意見・質問への回答

意見・質問書に対する回答は、平成 23 年 4 月 4 日（月）を目途に市のホームページにおいて公表する予定である。この場合、提出のあった意見・質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、必ずしも意見・質問のすべてについて回答するとは限らない。

３　実施方針の変更

実施方針の公表後、意見・質問を踏まえ、実施方針の内容を見直して変更することがある。

添付資料(1)

事業に係るリスク分担

○：リスクを負担する

△：リスクを一部負担する

期間	リスク項目		概要	分担	
				浦安市	受託者
全期間	制度関連	制度･法令変更	関係法令・許認可の変更等に係るリスク	○	
		税制変更	受託者の利益に課せられる税制度の変更（例：法人税率等の変更）		○
			上記以外の税制度の変更、新税の創設に伴うリスク	○	
		政治・行政	政策方針の変更による操業停止リスク	○	
		許認可取得	受託者が取得すべき許認可の遅延リスク		○
	社会環境	住民対応	受託者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク		○
			住民対応に伴う操業停止に係るリスク	○	
		第三者賠償	受託者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等に対する賠償リスク		○
		環境保全	受託者の業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準及び計画値不適合に関するリスク		○
	物価変動		インフレ／デフレ（物価変動）に係るリスク（一定の範囲内）		○
			インフレ／デフレ（物価変動）に係るリスク（一定の範囲を超えた部分）	○	
	資金調達		受託者が本事業実施に際して必要とする資金の調達に係るリスク		○
	金利変動		金利上昇に伴う資金の調達に係るリスク		○
	不可抗力		天災等の不可抗力によるリスク	○	△
	債務不履行		受託者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク		○
			市の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク	○	

事業に係るリスク分担

期間	リスク項目		概要	分担 浦安市	分担 受託者
全期間	運営	ごみ量・ごみ質	搬出する一般廃棄物のごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合のリスク	○	
全期間	運営	性能未達	施設が契約に規定する仕様及び性能の達成に不適合で、修繕が必要となった場合のリスク		○
全期間	運営	施設瑕疵	事業期間中における施設瑕疵に係るリスク	○	
全期間	運営	運転停止	設備機器の運転・維持管理の性能未達による運転停止リスク		○
全期間	運営	運転停止	受入れ廃棄物に処理不適物が混入していた場合の運転停止リスク（受託者の善良なる管理者の注意義務違反の場合）		○
全期間	運営	運転停止	受入れ廃棄物に処理不適物が混入していた場合の運転停止リスク（受託者の善良なる管理者の注意義務を持っても排除できない場合）	○	
全期間	運営	運転停止	その他運営不備による運転停止リスク		○
全期間	運営	電力に関するリスク	発電量の変動に関するリスク(発電量の変動の帰責事由が受託者にある場合)		○
全期間	運営	電力に関するリスク	発電量の変動に関するリスク(発電量の変動の帰責事由が市にある場合)	○	
全期間	運営	熱供給に関するリスク	蒸気の供給停止に伴うリスク（供給停止の帰責事由が受託者にある場合）		○
全期間	運営	熱供給に関するリスク	蒸気の供給停止に伴うリスク（供給停止の帰責事由が市にある場合）	○	
全期間	運営	熱供給に関するリスク	蒸気供給用埋設管の破損・更新等に係るリスク（破損等の帰責事由が受託者にある場合）		○
全期間	運営	熱供給に関するリスク	蒸気供給用埋設管の破損・更新等に係るリスク（破損等の帰責事由が市にある場合）	○	
全期間	運営	再資源化物に関するリスク	再資源化物の売却、有効利用に係るリスク	○	
全期間	運営	再資源化物に関するリスク	再資源化物の品質基準の遵守に係るリスク		○
全期間	運営	施設破損	事故・火災等による修復等に係るリスク		○

添付資料(2)

協定書の主な内容

市と施工企業等は、運営維持管理業務に係る協力事項及び条件等に関し、以下のとおり合意する。

(1) 市は、応募者に対して、市が現在所有する書類、資料１に示す各種資料（図面、運営に関する履歴データ等）を提供する。

(2) 市は、公募前及び公募期間中に、応募者に対して本件施設の見学の機会を設ける。

(3) 市は、運営準備期間、市が契約した受託者を本件施設に立ち入らせ、運営準備に必要な範囲内で、以下を実施する。

ア 本件施設の運営維持管理業務の見学

イ 市が所有する書類の閲覧

ウ 本件施設の現状確認

エ 本件施設の運営維持管理業務に関する質問

(4) 施工企業等は、受託者の求めに応じて説明員を派遣する。ただし、説明員は自らの助言等に対して、故意重過失を除き責任を負わないものとする。

(5) 施工企業等は、受託者が資料２に示す特定調達品の供給等を求めた場合には、合理的な理由なしにこれを拒否せず、標準的な費用及び納期などの条件について誠実に対応する。

(6) 前項の場合、施工企業等と受託者との間における特定調達品の供給等の実施条件は、原則として施工企業等と市との間における同種の取引実績に基づいて定めるものとする。

【資料 1-1】

応募者への情報提供（資料の配布）

1　ごみ焼却施設

(1)　フローシート

(2)　機器配置図

2　不燃・粗大ごみ処理施設

(1)　フローシート

(2)　機器配置図

3　再資源化施設

(1)　フローシート

(2)　機器配置図

4　し尿処理施設

(1)　フローシート

(2)　機器配置図

【資料 1-2】

応募者への情報提供（資料の閲覧）

１　ごみ焼却施設

(1)　竣工図
(2)　取扱説明書
(3)　仕様書
(4)　運転データ
(5)　精密機能検査報告書
(6)　廃棄物処理施設中長期整備計画
(7)　過去の修繕費データ

２　不燃・粗大ごみ処理施設

(1)　竣工図
(2)　取扱説明書
(3)　仕様書
(4)　運転データ
(5)　精密機能検査報告書
(6)　廃棄物処理施設中長期整備計画
(7)　過去の修繕費データ

３　再資源化施設

(1)　竣工図
(2)　取扱説明書
(3)　仕様書
(4)　運転データ
(5)　廃棄物処理施設中長期整備計画
(6)　過去の修繕費データ

４　し尿処理施設

(1)　竣工図
(2)　取扱説明書
(3)　仕様書
(4)　運転データ
(5)　精密機能検査報告書
(6)　廃棄物処理施設中長期整備計画
(7)　過去の修繕費データ

【資料 2-1】

特定調達品のリスト

1　ごみ焼却施設

設備名	装置名
焼却設備	焼却炉
	給じん装置（プッシャ、掻取機、遮断ダンパを含む）
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ
余熱利用設備	蒸気タービン
電気計装	ＤＣＳ（分散型制御システム）

2　不燃・粗大ごみ処理施設

設備名	装置名
粉砕設備	破砕機

3　再資源化施設

特になし

4　し尿処理施設

設備名	装置名	
関連設備	中央監視盤	クリタック
	夾雑物除去装置	ＤＳＳ－１５Ｆ－Ｒ－ＡＮＰ
	夾雑物脱水装置	ＤＰ－１０００－Ｎ－ＳＳ－Ｒ

【資料 2-2】

計画修繕の内容

1　ごみ焼却施設

№	項目	内容	数量
1	受入供給設備	ごみクレーン本体更新	
2		可燃性粗大ごみ切断機更新	
3	燃焼設備	投入ホッパー・シュート更新	
4		給じん機・掻取機更新	
5		不燃物取出装置更新	
6		不燃物分級機更新	
7		戻し灰コンベア更新	
8	排ガス冷却設備	ボイラ給水ポンプ更新	
9	排ガス処理設備	C系バグフィルタ交換	1 基
10		A系バグフィルタ交換	1 基
11		B系バグフィルタ交換	1 基
12		C系バグフィルタ交換	1 基
13		A系バグフィルタ交換	1 基
14		B系バグフィルタ交換	1 基
15		C系バグフィルタ交換	1 基
16		A系バグフィルタ交換	1 基
17	余熱利用設備	タービン発電機工場オーバーホール	
18		冷凍機本体更新	
19	通風設備	空気圧縮機更新	2 台
20	排水処理設備	砂ろ過塔更新汚泥ポンプ更新	
21	電気・計装設備	真空遮断機・保護継電器等の盤内部品更新	
22		各工業計器更新	
23	電気・計装設備	DCS 更新	
24		PLC 更新	

2　不燃・粗大ごみ処理施設

№	項目	内容	数量
1	破砕設備	破砕機回転部オーバーホール	
2		電動機オーバーホール	
3		破砕機回転部オーバーホール	
4		電動機オーバーホール	

3　再資源化施設

№	項目	内容	数量
1	ペットボトルライン	ペットボトル供給コンベア更新	
2	紙ライン	紙類供給コンベア更新	
3	電気・計装設備	データロガシステム更新	

4　し尿処理施設

№	項目	内容	数量
1	電気・計装設備	中央制御装置システム更新	

委託費の支払方法

1　委託費の構成と算出方法

市から受託者に支払う委託費は、固定費と変動費の合算として算出する。但し、不燃・粗大ごみ処理施設、再資源化施設、し尿処理施設については、固定費のみで算出する。

固定費は、委託費のうち、処理対象物の受入量にかかわらず、本件施設の運営維持管理業務に伴って一定の費用が生じる固定的な経費を基に算出するものとする。

変動費は委託費のうち処理対象物の受入量に応じて必要とする費用が変動する変動的な経費を基に算出するものとし、委託費は次式により変動する。

ア (委託費)＝(固定費)＋(変動費)

イ (変動費)＝(変動費単価)×(処理対象物の受入量)

この場合、各費用の内容は次のとおりとする。

(委託費)(円)　　　：市から受託者に支払う委託費

(固定費)(円)　　　：処理対象物の受入量に関係なく支払う固定的な経費

(変動費)(円)　　　：処理対象物の受入量に応じて支払う変動的な経費

(変動費単価)(円/t)：処理対象物の受入量、１t 当たりの変動的な経費単価

委託費を構成する固定費及び変動費単価は、受託者が事業者選定時に提出した事業計画書における金額及びその計算根拠を基に、具体的な数値を決定するものとする。

2　委託費の支払方法

市は、委託費として固定費と変動費を受託者に月に１回支払うものとする。

3　委託費の見直し

事業年間の物価上昇率、為替変動等の変動可能性のある経済要素については、原則として、次の考え方に従い、委託費へ反映させるものとする。

ア 変動要素の見直しは、翌年度委託費を設定する時期に行う。この場合、この見直しに関し、固定費及び変動費単価のそれぞれごとに±3.0%の許容範囲を置く。許容範囲については初回は初期値を基準とし、以降は固定費及び変動費単価のそれぞれの直近の見直し後の数値を基準とする。

イ 変動要素の見直し時点から実際の委託費が支払われる時期までに大幅な乖離が生じた場合、市と受託者は協議により変動要素の見直しをすることができる。見直しに係る評価指標は企業物価指数（総合）を基に行うものとし、前年度の企業物価指数（総合）を基に、上記の各項目等について補正を行い、当該年度の委託費（固定費及び変動費）を算出する。なお、受託者が合理的に説明される見直しに係る評価指標を提示した場合は、この限りでない。

主要な契約条件

１　基本契約

１．１　特別目的会社の設立

(1)　優先交渉権者は、本事業の業務の一部である本件施設の運営維持管理業務を担当させるために、事業会社たる特別目的会社（以下「本件会社」という。）を会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として適法に設立すること。

(2)　本件会社の設立及び運営に関し、次の各号に定める事項を満たすこと。

ア　本件会社の本店所在地を千葉県浦安市とすること。

イ　本件会社の担当する業務は、本件施設の運営維持管理業務及び基本契約において本件会社が担当すべきとされるその他の業務とすること。

ウ　構成員の株式保有割合が、設立時から事業期間を通じて原則 100 分の 100 とすること、また、代表企業の株式保有割合が、設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとすること。また、代表企業が本件会社の株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有すること。

エ　本件会社の資本金額は金 2000 万円以上とし、事業期間を通じてこれを維持すること。

オ　本件会社は、会社法の定めに従い、会計監査人を置く株式会社として設立しかつ存続すること。

カ　事業契約上の市の本件会社に対する業務履行請求権を担保するため、本件会社の株式に対して市を担保権者とする第一順位の担保権を設定し第三者対抗要件を具備するために必要な措置をとるほかは、本件会社の株主は、原則として事業契約が終了するまで本件会社の株式を保有することとし、市の事前の書面による承諾なくして本件会社の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

キ　株主は、本件会社が債務超過に陥った場合又は資金繰りの困難に直面した場合には、市と協議の上、その合意した内容に従い、基本契約に定める一定の責任限度の範囲内において、連帯して本件会社への追加出資又は劣後融資その他の本件会社に対する財政的支援措置を講じること。その他適切な支援措置を講じることにより、本件会社が本事業における果たすべき債務を履行できるように努力をすること。

ク　本件会社について、運営維持管理業務を実施するための人員を確保すること。

１．２　事業者の責任

乖離請求期間終了後、本件施設の要求水準を満たすことができなくなった場合、受託者が当該性能未達に関わる責任を負う。

２　事業契約

２．１　契約保証金

(1)　受託者は、計画処理量に基づく年間の契約金額（消費税相当額を含む。以下同じ。）に、100 分の 10 を乗じた契約保証金又はこれに代わる保証等の担保を市に提供する。

(2)　受託者が、本契約に基づいて市に対し損害金、賠償金又は違約金を支払うときは、市は、本条に規定する契約保証金又はこれに代わる担保等をもって、これに充当するものとする。

(3)　違約金の定めは、違約金額を超える損害が市に発生した場合、市が受託者に対して当該超過実損害額の賠償請求を行うことを妨げるものではない。但し、受託者に故意又は重過失ある場合を除き、市は受託者に対し、当該違約金額と併せ、責任限度額を超えて、かかる損害賠償請求権を行使しないものとする。

２．２　人員の確保

(1)　受託者は、要求水準書に記された各年度の業務を実施するために必要な人員を確保する。

(2)　受託者は、事業期間中の人員計画並びに翌年度の人員計画を市に提出し、市の確認を受ける。

(3)　市は、要求水準書に記された自らの人員計画を修正する必要が生じた場合、受託者と協議の上定めた期日までに、受託者に対してその旨を通知する。

(4)　受託者は、前項に示した通知を受領した場合、市の人員計画の修正に伴い発生する新たな人員計画及び委託費の修正額の見積を市に提示する。この場合、受託者は、合理的な理由なく市の通知への対応を拒否できない。

(5)　市は、前項の人員計画と委託費の修正額の見積の内容を確認する。ただし、市が確認するに際し、委託費の修正額の根拠は当初の委託費の人件費、経費等に基づくものとする。

(6)　市は、前項で確認した人員計画及び見積に従って委託契約を変更する。

(7)　受託者は、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者及び技術管理者を含む本件業務の遂行に必要な有資格者については、関係機関への届出期間及び引継ぎ期間等を考慮し確保する。

２．３　運営維持管理業務

(1)　受託者は、事業期間中の事業実施計画における本件施設のライフサイクルでの運営維持管理の考え方（以下「運営維持管理の考え方」という。）を提出する。

(2)　受託者は、運営維持管理の考え方を実行するための事業実施計画を提出し、市の承認を受ける。

(3)　市と受託者は、事業実施計画及び運営維持管理の考え方に基づき、毎年度本件施設の運営維持管理の方法について協議する。また、市は運営維持管理の状況を確認し、必要に応じて事業実施計画及び運営維持管理の考え方を本件施設の現状に即した内容に改

定するよう求めることができる。

(4)　受託者は、事業期間終了時に本件施設が要求水準に示した機能を維持できるよう事業実施計画を策定し、これを実行する。

(5)　市は、本件施設の機能を事業期間終了時において維持されることの説明を求め、必要に応じ、事業実施計画の改定並びに適切な運営維持管理を求めることができる。

２．４　日常業務の実施

(1)　受託者は、要求水準書に記された業務に関わる年度実施計画を市に提出し確認を受ける。この場合、市は、必要に応じ、受託者と当該の実施計画の内容について協議する。

(2)　受託者は、実施計画の実施責任者及び要求水準書に記載された業務単位ごとに班長を定め、業務の管理を行う。

(3)　受託者は、年度実施計画に基づき月次実施計画、週次実施計画、日次実施計画を市に提出し確認を受ける。この場合、市は、必要に応じ、受託者と当該の実施計画の内容について協議する。

(4)　受託者は、第一項、第三項の実施計画に従って、要求水準書に記された業務を実施する。この場合、受託者において、業務実施中に実施計画について変更、協議の必要性が生じたとき、実施責任者は、市が定める市の管理責任者と協議し、協議の結果を実施計画に反映し、各業務単位の班長にその旨を指示する。また、市において、業務実施中に実施計画について変更、協議の必要性が生じた場合、市の管理責任者は、受託者の実施責任者と協議する。この場合、実施責任者は、協議の結果を実施計画に反映して各業務単位の班長にその旨を指示する。

２．５　処理対象物の受入れ等

(1)　市は、搬入する一般廃棄物の性状が計画性状に近いごみ質を確保するよう広報、啓発活動等を行う。

(2)　本件施設に搬入される一般廃棄物の性状が要求水準書記載の計画性状の範囲内にとどまっている限り、市は、一般廃棄物の性状を原因とする処理委託費の見直しその他費用を負担しない。

(3)　本件施設に搬入される一般廃棄物の性状が計画ごみ質から大幅に逸脱していることが判明した場合、市は、各基準値を遵守することが困難であるかどうかについて確認し、必要に応じて受託者と対応策について協議する。

２．６　処理不適物の取扱い

(1)　受託者は、受入供給設備において目視検査等を行い、受入れた一般廃棄物の中に処理不適物がないことを確認するよう努める。

(2)　受託者は、受入れた一般廃棄物の中に処理不適物が確認された場合には、処理不適物を排除しなければならない。

(3)　市は、一般廃棄物の搬入者に対して広報・啓発活動等を行うことにより、処理不適物の混入を未然に防止するように努める。

(4)　受託者は、排除した処理不適物を、処理不適物の貯留設備に貯留するものとし、貯留された処理不適物は市が搬出して処分する。

(5)　処理不適物の混入が原因で本件施設の運転に故障等が生じ、当該故障等の修理のために費用が発生するときは、受託者がその費用を負担する。ただし、善良なる管理者の注意義務を尽くしても当該処理不適物を排除することができなかったことを受託者が明らかにした場合は、市が当該費用を負担する。

２．７　トラブル時の取扱い

(1)　受託者の業務範囲において、施設･設備の故障･事故その他のトラブルが発生した場合、受託者は市の管理責任者に報告するとともに、必要な措置を講ずる。

(2)　受託者は、当該トラブルが発生した場合、その帰責に関わらず、当該トラブルに対応するために必要な当面の費用を負担する。

(3)　受託者は当該トラブルが市の業務に起因することを立証した場合、市に対して前項で要した費用のうち、市の責任に帰する部分を請求できる。この場合、市は合理的な理由が無い限り、受託者の求めを拒否できない。

２．８　特定調達品の調達

(1)　市は、施工企業等との間で添付資料(2)に定める特定調達品の調達に係る協定書を合意し、運営期間中、施工企業等をして同記載の事項を遵守せしめる。

(2)　受託者は、当該協定書に基づき、施工企業が開示した特定調達品ごとの過去の修繕費データに照らし合理的な取引条件にて調達することができる。

２．９　計画修繕の取扱い

(1)　受託者は、運営期間中、添付資料(2)に示す計画修繕を自らの判断と責任において実施する。

(2)　前項の計画修繕を実施した以降においても、事業期間内に本件施設の機能を維持するために他の修繕が必要となった場合、受託者は委託費の範囲内でこれを実施する。

２．10　事業期間終了時の取扱い

(1)　市は、原則事業期間終了をもって本事業を終了するものとする。ただし、市は、事業期間終了の３年前までに、本件施設の運営維持管理の継続の意思の有無について受託者に申し出るものとする。

(2)　前「(１)」の申し出に応じ、市と受託者は、本件施設の運営維持管理の終了方法又は継続について協議を行うものとする。

(3)　前項にて本件施設の運営維持管理を継続する場合、事業期間終了後の運営業務に関する委託費は事業期間中の委託費に基づいて決定するものとする。

(4)　市は、性能要件の満足を確認するため、本件施設の機能確認、性能確認を実施する。

(5)　確認検査実施時に本件施設の要求する水準を満たさないことが明らかとなった場合、市による委託料の支払いを留保し、施設の改善・合格を条件に、留保した委託料を支払う。

(6)　受託者は、事業期間終了後 1 年の間に、本件施設に関して受託者の運営維持管理等に起因する性能未達が発生した場合には、修繕等必要な対応を行う。

２．11　違約金

市は、受託者の帰責事由により本契約が解除された場合、本件施設を再び稼動させるための費用として、受託者に対し、計画処理量に基づく年間の契約金額（消費税相当額を含む。以下同じ。）の 100 分 10 を乗じた違約金を請求することができる。

添付資料(5)

年　　月　　日

浦安市長あて

住　　　　所
法　　人　　名
代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

誓　約　書

当社は貴市に対し、貴市から下記業務に関する情報の開示を受けるに当たり、その情報を下記のとおり取り扱うことを誓約いたします。

記

１　事業名

浦安市廃棄物処理施設長期包括責任委託事業（以下「本事業」という。）

２　情報の指定

対象となる情報は、貴市から提供された本事業に関する資料その他一切の情報（以下「本件情報」という。）とする。

３　情報の取扱い

(1)　当社は、本件情報の秘密に保持し、本事業に関する事業者選定の手続（以下「本件事業者選定」という。）に参加する場合又は本事業に従事する役員若しくは従業員に開示する場合及び適用法令、行政機関又は司法機関の要請により開示が必要とされる場合を除き、本件情報を第三者に開示及び漏洩しない。ただし、開示することにつき、貴市及び貴市が当該情報を受領した者（以下「貴市等」という。）の事前の書面による承諾が得られた情報、当社が知得した時点で既に所有し、かつ、貴市等から直接若しくは間接に知ったものではないことを証明して得る情報、既に公知の事実となっている情報及び当社が知得した後、当社の責めに帰しえない事由により公知となった情報についてはこの限りでない。また、当社は、本件情報を本件事業者選定に参加し、又は本事業を遂行

する目的以外で使用しない。

(2)　当社は、本件情報の開示を受けた前号の役員及び従業員に対し、前号の義務を遵守させるため必要な措置を講じる。

(3)　本件情報の取扱いについては、当社は善良な管理者の注意をもって行うものとし、本件情報に係る文書その他の記録（電磁的媒体又は光学的媒体に格納されたものを含む。）は施錠可能な保管場所に管理し、本事業に係る当社の役員及び従業員以外の者が利用できないよう保管する。

(4)　当社は、貴市の事前の書面による承諾なくして本件情報に係る文書その他の記録を複写又は破棄しない。

(5)　当社は、本事業の優先交渉権者に選定されなかった場合、本事業の優先交渉権者が決定し、又は貴市の要請があったときは、本件情報に係る文書その他の記録のすべてを直ちに貴市に返却し、本件情報がコンピュータの記録媒体に蓄積されている場合については、これを完全に消去する。

４　損害賠償

　本件情報の取扱いに違反し、貴市又は第三者に損害を被らせたときは、その損害を賠償する。